別記

1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称:株式会社ジョイフル本田

代表者:代表取締役社長 松山 茂

所在地:茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号

2 対象事業の名称及び種類

名 称:ジョイフル本田グローバルホームセンター瑞穂建設事業

種 類:自動車駐車場の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都西多摩郡瑞穂町の既存市街地(工業地域)において、ホームセンターを中心とした商業施設の出店に伴い、約3,200台の収容規模を有する駐車場を整備するものである。

事業計画の概要は表1に示すとおりである。

表1 事業計画の概要

位置	東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷442番地ほか
用途地域	工業地域
敷 地 面 積	約 96, 800 m²
建物延床面積	約95,300 m² (立体駐車場 約25,500 m²含む)
店舗面積	約 38, 200 ㎡
構造	鉄骨造 地上2階建(高さ約17m/広告塔高さ約26m)
主要な用途	店舗、事務所、駐車場等
駐車場台数	平面駐車場約 920 台立体駐車場2 F約 830 台屋上約 1, 450 台計約 3, 200 台
工事予定期間	延8ヶ月(平成17年度着工予定)
供用開始予定	平成 18 年度

4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概要及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表2に示すとおりである。

表2 環境に及ぼす影響の評価の結論

	項目		評価の結論
1	大気汚染	工事の施行中	[建設機械の稼動に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度] 建設機械の稼働に伴う環境濃度の日平均値は、二酸化窒素 0.043ppm (98%値)、浮遊粒子状物質 0.063mg/a (2%除外値)で、いずれも環境基準を下回る。 [工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度] 工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の道路端における濃度は、日平均値で二酸化窒素 0.057ppm (98%値)、浮遊粒子状物質 0.082~0.083mg/a (2%除外値)であり、いずれも環境基準を下回る。
		工事の完了後	[熱源施設の稼働及び駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度] 熱源施設の稼働及び駐車場の供用に伴う環境濃度の日平均値は、二酸化窒素 0.040ppm (98%値)、浮遊粒子状物質 0.060mg/a (2%除外値)で、いずれも環境 基準を下回る。 [関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度] 関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の道路端における濃度 は、日平均値で二酸化窒素 0.041~0.057ppm (98%値)、浮遊粒子状物質 0.070~0.083mg/a (2%除外値)であり、いずれも環境基準を下回る。
2	騒音・振動	工事の施行中	[建設機械の稼働に伴う建設作業騒音] 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は、騒音レベルが最大となる敷地境界における騒音レベルが 65dB であり、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」、及び東京都「環境確保条例」に基づく「指定建設作業に適用する騒音の勧告基準」を下回る。 [工事用車両の走行に伴う道路交通騒音] 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は、新青梅街道の道路端で 77dB であり環境基準を上回るが、本事業による騒音レベルの増加は1dB 未満である。
		工事の完了後	[駐車場の供用及び機械設備の稼働に伴う騒音] 駐車場の供用及び機械設備の稼働に伴う事業場騒音は、騒音レベルが最大となる近隣宅地で51dB、騒音レベルが最大となる敷地境界で55dBであり、環境基準を下回る。また、ピーク時間帯(14 時台)の騒音レベルは敷地境界で60dB(*L5)であり、環境確保条例に定める指定作業場の規制基準を下回る。 *注) L5は90%レンジ上端値を表す。 [関連車両の走行に伴う道路交通騒音] 新青梅街道及び江戸街道における道路交通騒音の道路端における予測値は、新青梅街道で75dB、江戸街道で65dBであり環境基準を上回るが、本事業による騒音レベルの増加は、新青梅街道で1dB、江戸街道で3dBである。また、新設道路である阿豆佐味線の道路端における予測値は、環境基準以下である。

3 景 観	T.	[計画建築物の設置に伴う、地域景観の特性の変化の程度] 本事業の実施により商業用途の建築物が出現するが、今後のまちづくりにおける地域イメージ、地域景観の特性に対し、建物高さ、色彩、緑化等の環境保全措置を総合的に判断すれば、評価の指標である『多摩の丘陵景観域らしい、新旧の街並みの調和』、及び『みどりとゆとりを持った秩序のある街並み形成』を満足できるものと考える。
	事の完了後	[計画建築物の設置に伴う、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度] 代表的な眺望地点からの眺望の変化は、場所によっては計画建物を比較的大きく見ることになるが、計画建物の高さ、色彩は、周辺の地域景観に調和するものと考える。また、敷地の緑化の推進により緑が多く、かつ現代的な建物デザインから、整然とした景観が形成される。
		さらに、商業施設の出現により、町が将来像として掲げる工業・流通ゾーンら しい、新しい都市的空間が創出されることから、評価の指標である『多摩の丘陵 景観域らしい、新旧の街並みの調和』、及び『みどりとゆとりを持った秩序のあ る街並み形成』を満足できるものと考える。
4 廃棄物	工事の施行中	建設工事に伴って撤去廃棄物及び建設廃棄物が発生するが、撤去廃棄物については現況構造物の解体撤去により発生するもので、大部分はリサイクル可能な資源として再利用を図る。また、その他の建設廃棄物についても分別を徹底し、再生・再利用を図ることにより廃棄物の減量化に努める。 再生・再利用が困難な廃棄物については、委託業者との契約確認やマニフェストにより適正に処分が行われていることを確認する等、廃棄物の処理について十分な注意を払うことから、関係法令に定める事業者の責務は遵守されるものと考える。
	工事の完了後	商業活動に伴って発生する廃棄物の排出量は約7.6 t/日と予測される。これらの廃棄物はコンポストプラント等による堆肥化処理やリサイクル回収を積極的に図ることから、最終処分される廃棄物の排出量が低減され、関係法令に定める事業者の責務は遵守されるものと考える。
5 温室効果ガス	工事の完了後	本事業のエネルギー利用の低減率(年間熱量負荷係数PAL及び設備システムエネルギー消費係数CEC)は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の「建築主の判断基準」を計画の目標として進めることで、本事業の実施に伴う二酸化炭素削減率は約10%、二酸化炭素削減量は約834t-002/年と予測される。さらに、予測条件としては適用されていない環境保全のための措置に取り組むことにより、「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」の「建築主の努力指針」に配慮した省エネルギー措置を講じることとする。以上のことから、「事業者の責務」等の評価の指標に適合すると考える。